

榛東村各種スポーツ競技大会奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民（奨励金の交付対象となる各種スポーツ競技大会（以下「大会」という。）の開催日及び榛東村各種スポーツ競技大会奨励金交付申請日において榛東村に住民登録がある者に限る。以下「交付対象者」という。）が選手（補員登録者含む。）又はスタッフ（大会に登録された監督、コーチ及びマネージャーに限る。）が全国大会等の大会に出場した場合に、榛東村各種スポーツ競技大会奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を行い、本村におけるスポーツの振興を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 この要綱において、奨励金の交付対象者は、奨励金の交付対象となる大会に、次の各号に掲げるいずれかの方法により出場資格を得て出場したものとする。ただし、公益財団法人日本中学校体育連盟（地方連盟含む。）が主催、共催又は主管するもの及び榛東村から奨励金以外の財政的支援を受けているものは対象としない。

- (1) 県大会等予選会を経て出場するもの
- (2) 大会の開催要項等で規定する標準記録等に到達して出場するもの
- (3) 競技団体等の推薦又は選抜を経て出場するもの

2 奨励金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げるいずれかの大会とする。

- (1) 関東大会等（北関東大会、東日本大会等含む。）
- (2) 全国大会
- (3) 国際大会

3 前項第1号及び第2号に掲げる大会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催、共催又は主管するものでなければならない。

- (1) 文部科学省
- (2) 公益財団法人日本体育協会又は同協会加盟の競技団体（関係スポーツ団体及び準加盟団体を含むものとし、都道府県協会・連盟以上とする。）
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会又は同委員会加盟の競技団体（準加盟団体及び承認団体も含むものとし、都道府県協会・連盟以上とする。）
- (4) 都道府県又は都道府県教育委員会
- (5) 教育長が特に認める前各号に掲げる団体以外の団体

4 第2項第3号に掲げる大会は、少なくとも3ヶ国以上の国が参加して行う大会をいう。

(奨励金の額)

第3条 この要綱による奨励金の額は、別表により取り扱うものとする。

(交付の申請)

第4条 この要綱に係る奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を大会が終了した日から起算して30日以内に教育長に提出しなければならない。なお、申請者名は、個人として大会に出場した場合は個人名で、団体として大会に出場した場合は団体名とする。

- (1) 奨励金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 予選会の結果又は推薦及び選抜に係る派遣依頼通知書等の出場資格を得たこ

とがわかる書類

(3) 大会開催要項

(4) 大会に出場登録したことを明らかにする書類（大会公式プログラム中の出場者名簿）。なお、大会公式プログラムに交付対象者名の記載がないときは、大会参加申込書として大会に提出した名簿等

(5) 大会での結果を明らかにする書類（大会結果表、トーナメント結果表等）

(6) 口座振替申出書（村指定様式）

2 個人で大会に出場した交付対象者は、委任状の提出をもって、他の者（同一世帯員に限る。）に交付の申請等を委任することができる。

（交付決定）

第5条 教育長は、前条の奨励金交付申請書を受理したときは、当該申請内容について必要な審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに奨励金を交付する。

2 団体として申請した場合、奨励金の交付の算定の基礎とする人数は、出場者名簿に記載されている交付対象者の人数とする。なお、交付額は、別表に示す1人あたりの交付金額に交付対象者人数を乗じて得た額と限度額のいずれか低い額とする。

3 村外に所在地をおく団体が申請した場合には、奨励金を交付対象者個々に交付するものとする。なお、交付対象者個々への交付額は、別表に示す1人あたりの交付金額に交付対象者人数を乗じて得た額と限度額のいずれか低い額を交付対象者人数で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第6条 削除

（決定の取り消し）

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により奨励金交付の決定を受けたとき。

(2) 奨励金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（交付金の返還）

第8条 前条の規定により奨励金の決定が取り消された場合において、当該取り消しに係る部分について、既に奨励金が交付されているときは、所定の期限までに奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に開催された大会にあつては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

榛東村各種スポーツ競技大会奨励金交付基準

対象となる 各種スポーツ競技大会		交付金額 (1人あたり)	限度額 (1回の申請あたり)
関東大会等		5,000円	30,000円
全国大会		10,000円	50,000円
国際大会	オリンピック大会	30,000円	—
	その他の国際大会	20,000円	—